

発足が間近に迫る金融サービス仲介業

二上季代司

来月から「金融サービス仲介業」制度がスタートする。この制度は銀行・証券・保険など金融関連サービスをワンストップで提供する仲介業であり、改正金融商品販売法（現『金融サービス提供法』）が一月に施行されることでスタートする。制度の概要を簡単に表にまとめると、図表1のようになる。

「金融サービス提供法」は、多種多様な金融サービスをワンストップで提供することへのニーズが高まったことを背景に、利便性向上と利用者保護を図るために法令化された。施行を来月に控え、「金融サービス仲介業」の実施に向けて、様々な仕掛けが試みられている。

複数の金融サービスをワンストップで提供するためには、関連する複数の金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）とデータを連携させ、共有しなければならない。このデータ連携を個人情報保護のルールを守りながらスムーズに行うための工夫や

図表 1 金融サービス仲介業

	金融サービス提供法	備考
11条	定義：預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行う。	一つの登録で、複数の媒介（仲介）業務を行うことができる（ワンストップ・サービス）。(注1)
18条	電子決済等代行業の登録を免除。	業務の適切かつ確実な遂行体制と財産的基礎の条件が整っていることが条件。
22条	保証金の供託義務（賠償資力を担保するため）。	金融商品仲介業と異なり所属制をとらないので、賠償責任は自ら負う。(注2)

- (注) 1. 高度に専門的な説明を要するもの（仕組預金、仕組債、非上場株、デリバティブ、外貨建て保険、変額保険など）は取り扱えない。
 2. 保証金は最低1千万円に前年報酬の5%を加えた額(施行令第26条)。
 3. 混同を避けるため、金融商品仲介業者は金融サービス仲介業のうち有価証券等仲介業務は行うことができない。

仕掛け、それが金融サービス仲介業への参入を試みる関係者が意を用いているポイントだと思われる。以下ではこれらを簡単にみておきたい。

1 「ワンストップ」サービス提供とソーシャルログイン (Social Login)

金融サービス仲介業のキャッチフレーズは、「ワンストップ」で複数の金融サービスを提供することにある。これによってユーザーの利便性が向上するからである。

ネットバンキングでもネット証券でも、オンラインで取引する場合には、あらかじめ個人情報を登録してオンライン口座を開設し、本人確認のための「ID」と「パスワード (PWと略)」を設定する。取引する場合には、このIDとPWを使って本人であることが認証 (ログイン) されれば、そこで初めて口座にアクセスでき、取引ができることになる。

複数の金融サービスを提供する金融サービス仲介業において、ユーザーが毎回、金融機関ごとに異なるIDとPWの打ち込みを強いられるとしたら、「ワンストップ」で利用できるといふ金融サービス仲介業の優位性は損なわれるだろう。ことあらためて仲介業者に口座を開設しようとするインセンティブは失われる。

そこで、利便性の観点から、この煩雑さを回避するために考え出されたのが、「ソーシャルログイン」である。金融サービス仲介業者に口座を開設すれば、その際に登録した個人情報、設定したIDとPWを、仲介 (または媒介) 先である他の金融機関の口座開設やログインの際にも共用しよう、というものである。文字通り一つ (「ワンストップ」) のIDとPWで複数の金融サービスが利用できることになる。

「ソーシャルログイン」のサービスは、FacebookやTwitterなどが一〇年ほど前から始めたものだが、わが国

でも上記の二社に加えアマゾン、Google、Yahoo! JAPAN、LINE、楽天等がそのサービスをはじめている。これらの本業は、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、検索エンジン、電子商取引など様々だが、自社のアカウントで用いるIDとPWを共用して様々なサービス（ホテルの予約、ショッピング、支払い決済など）をスマホなどのモバイル端末から利用できる体制づくりに注力しているし、そのうちのいくつかはすでに現実化している。

ユーザーにとって複数のIDとPWの管理に煩わされることなく、使い慣れた一つのIDとPWでログインすることで様々なサービスがスマホなどのモバイル端末から利用できるのであれば、その利便性の高さからユーザーの登録数は増加し、再訪率の向上につながることができよう。そのことは「集客力」向上につながり、彼らと連携しようとする業者が増えることが期待できる。それはそれでも、提供するサービスや品揃えの拡大につながるという好循環を生んでいく。

2 金融プラットフォームの条件

先述のような、SNSや検索エンジン、電子商取引を本業とする業者の共通点は、ユーザーと外部のサービス提供者を仲介し結び付けるネットワークの基盤（プラットフォーム）を有していることである。それゆえ「プラットフォーム」とも呼ばれる。NTTドコモやau、ソフトバンク、楽天などの通信キャリアもそれに該当するだろう。

そこで、こうした「プラットフォーム」が、金融サービス仲介業に参入するとしたら、その「集客力」の強さから連携しようとする金融機関も多いように思われる。つまり各種金融サービスを仲介する「金融の」プラット

トフォーマーになる可能性があるといえるのである。

他方、「金融サービス提供法」は、利便性向上のほかに利用者保護も求めている。仲介業者の登録個人情報やID、PWが、パートナーである仲介（あるいは媒介）先の金融機関によって共用されるとすれば、それらは個人情報保護やセキュリティの面から強固なものでなければならぬ。「なりすまし」や「フィッシング」、不正利用（マネーロンダリング等）への耐性が弱ければ、金融機関は仲介業者のパートナーになることを躊躇するだろう。

個人情報の登録では「なりすまし」の排除が最も重要だが、この点ではマイナンバーカードの取得が義務化されている証券界が最も厳格だろう。同様に銀行でも、マイナンバーカードの取得が義務化される取引対象が拡大している。また銀行、証券会社ともマネーロンダリング等の不正利用には厳格な対応が求められている。したがって、金融サービス仲介業者が「ソーシャルログイン」を使って、ユーザー拡大を目指そうと思えば、パートナーと目される金融機関の有する個人情報保護やセキュリティの水準を満たすものでなければならぬ。加えて、わが国は現金（キャッシュ）の利用率がお高く、全国をカバーするATM網を利用できることも「金融プラットフォーム」には必要な要素の一つだろう。

そう考えると、むしろ逆に、すでに個人情報保護やセキュリティの面で高度の水準を満たしていることに加え、現金の出入金ができるATM網へのアクセスを持つ銀行のIDとPWを「ソーシャルログイン」に利用することが考えられる。実際、三菱UFJ銀行は、同行のネットバンキング部門（三菱UFJダイレクト）のIDとPWを利用して外部のネットサービスに認証やログインができるサービスを始める、と報道されている（『日本経済

新聞』九月二五日）。

3 金融商品仲介業から金融サービス仲介業へ

これに先立ち九月二日、同行は資産形成総合サポートサービス「Money Canvas」のコンセプトならびにそこで提供する商品、サービスを公表した。⁽¹⁾ 先の日経報道と照らし合わせてみると、同行はネットバンキングの銀行IDを外部の業者とAPI (Application Programming Interface) で連携させ、ポイントによる株式投資、株式や投資信託、合同金銭信託の取引、融資型クラウドファンディング、投資一任やロボットアドバイザー、保険のサービスを提供すると思われる。

ユーザーにとつては、一つの銀行IDとPWだけで連携する他の複数の金融機関にログインでき、文字通り「ワンストップ」で多種多様な金融サービスが利用できる。他方で、連携する外部の金融機関にとつても、顧客情報の正確な確認とIDやPWの管理を同行が代行してくれるわけである。

これまで銀行は証券子会社（あるいは他の証券会社）と金融商品仲介業の契約を行ってきたが、さらに一歩進めて、ネットバンキング部門が金融サービス仲介業者となつて、外部の多様な金融サービスを提供することが考えられる。つまりネットバンキング部門が一種の「金融プラットフォーム」へ成長する、という道である（ただし、すでに金融商品仲介業を営んでいる場合には、有価証券等仲介業務は行わないだろう）。

以上のように、金融サービス仲介業は、うまくいけば「金融プラットフォーム」になりうる可能性を秘めているように思われる。それでは、誰がその立場に立てるのだろうか。

通信キャリアやSNS、検索エンジン、電子商取引など金融分野以外ですでに「プラットフォーム」の条件を備えた業者が、金融サービス仲介業に参入することでそうなるのか、あるいは登録個人情報 の正確さや当局による不正利用防止への監督権限が強い銀行や証券会社のネット部門がなるのか、それともそれ以外の第三者にな

るのか、始まってみたいとわからない。

4 おわりに―銀行API―

金融サービス仲介業は様々な金融関連サービスを仲介することができるが、この中で重要なものは「電子決済等代行業」である。証券売買であれ、保険募集であれ、はたまた貸付業務であれ、最後は資金決済を伴うからである。金融サービス提供法は、「業務の適切かつ確実な遂行体制と財産的基礎の条件が整っていること」を条件として電子決済等代行業の登録を不要としている。

電子決済等代行業は、預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を用いながら、預金口座情報を預金者に伝え、あるいは預金口座に係る資金移動のための為替取引を銀行に指示する業務を指す(銀行法二条一七項)。したがって、預金口座情報が蓄積されている銀行のリソースサーバーにアクセスできなければならない。銀行は、そのアクセスの窓口を用意しており、それが「銀行API (Application Programming Interface)」である。

改正銀行法(二〇一八年六月施行)は銀行に対し、APIの接続基準の策定と公表(オープンAPI)を義務づけた。やや古い数字だが、二〇一九年六月末現在、すでにオープンAPIについて一三〇行が導入方針を表明、うち九九行が体制整備をすませた、とされる⁽²⁾。

ところで、銀行にしてみれば、電子決済等代行業者の信用度ならびにそのシステムセキュリティの水準などを十分に審査したうえでなければ、安易にAPI接続を認めるわけにはいかないだろう。多くの銀行とAPI接続によって連携できるためには、自らの信用とシステムセキュリティの質的向上が不可欠だということになる。

銀行以外の業者が「金融プラットフォーム」になりうるための第一の関門は、多くの顧客口座をもつ銀行お

よび全国をカバーできるだけ多くの地方銀行とのAPI接続に成功するかどうかではないかと思われる。

以上は、「オンライン型」の仲介業について検討したのだった。これとは別に、「対面アドバイス型」の金融サービス仲介業もありうる。「ワンストップ」で証券投資や保険購入、資金借入等の総合的なアドバイスやファイナシヤルプランを求める顧客もいるからである。むしろ金融サービス仲介業への参入は、「対面アドバイス型」のほうが数としては多いかもしれない。

注

(1) https://www.bk.mufg.jp/news/news2021/pdf/news0902_2.pdf

(2) 全国銀行協会『オープンAPIに対する銀行界の取組み』二〇一九年一〇月一八日。

(にかみ きよし・主席研究員)